

令和7年度川棚町地域農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本町は平野部が少ないことや兼業農家が多いこと等の理由により一経営体当たりの耕地面積が約1haと、都府県平均の約2haを大幅に下回っている状況である。

また、近年は農業従事者の減少や高齢化に加え、一層の兼業化により農業の担い手不足が深刻化している。さらに、認定農業者等の担い手のほとんどが、既に耕作可能である面積まで拡大して営農しているため、担い手へのさらなる集積が進みにくい状況である。

このような状況を背景に、後継者不在により継承されない農地や、認定農業者等の担い手に集積されない農地のうち、一部は遊休農地となっている。

以上のとおり、土地利用上の制約や、農業従事者の減少・高齢化や担い手不足の問題を抱える本町においては、現在生産が行われている優良な圃場において、今後も農業生産を維持していくとともに、限られた農地での農業所得向上を図るため、裏作の有効利用を推進する必要がある。

2 高収益作物の導入や転作作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

本町は、温暖な気候を活かし、トマト、アスパラガス等の施設栽培が盛んであり本町の特産品となっている。特にトマトについては、町西部の小串郷で栽培されている「小串トマト」がブランドトマトとして確立され、九州管内を中心に需要が増加傾向である。

これら特産品を振興するため、農業者、農協、地域農業再生協議会等が一体となり品質・収量や知名度の向上に向けて取り組み、収益性・付加価値の向上を図る。

町東部の平野部においては、大豆・麦の生産が行われているが、近年は天候の影響等により収量が不安定である。収益力強化に向け栽培方法を見直すとともに、産地交付金や他の事業を活用しながら作業効率化・省力化の方法を検討し、担い手への農地の集積を進め、スケールメリットを活かした農業経営を目指す。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

主食用米の作付面積について、本町においては長崎県が示す「生産の目安」を下回っている状況である。また、本町における主食用米作付の大多数が自家の食用米確保を目的としていることを踏まえ、特に希望がある場合を除き、畑地化については積極的に取り組まず、水田のまま維持する方針とする。

一方、数年間連続して大豆・麦や高収益作物が定着している農地については畑地化を検討し、耕作者・集落等の意向を聞きながら、転作作物の品質向上に向け、畑作物生産に特化した抜本的な排水改善・土壌改良を推進する。

水稻を組み入れない作付体系が数年以上定着し、畑作物のみを生産し続けている水田がないか、過去の作付データを用いて点検するとともに、該当者に対し、水稻生産に活用する見込みの有無や畑地化への意向の確認を行う。

以上の点検・確認を踏まえ、畑地化の意向があった農地については、畑地化促進事業等を活用し、畑地化への支援を行う。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

「ヒノヒカリ」を中心とした作付けとなっている。県が推進している高温耐性品種「なつほのか」は一等米率や収量の向上が期待されるが、地域の実情に応じた推進が肝要であるため、JA と認識を共有しつつ足並みを揃えて推進等に取り組む。

また、省力化及び低コスト技術等により生産の効率化を推進する。

(2) 備蓄米

本町において、備蓄米の取組は推進しないこととする。

(3) 非主食用米

ア 飼料用米

飼料用米（専用品種）については、作付希望があった場合は受け入れ先のマッチングを行うとともに、主食用米との交雑やコンタミ（主食用米への混入）防止等の課題の解決に向けて今後も関係機関と受け入れ体制等の検討を進めていく。

イ WCS 用稲

WCS 用稲は、比較的取り組みやすい転作作物ではあるものの、町内の畜産農家の需要量が減少傾向である。町外の畜産農家とのマッチングのサポートを行い、取組を推進する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

麦は、本町では二毛作で作付けされており、戦略作物助成の対象外であるため、産地交付金を活用して、土壌改良資材の施用を拡大、排水対策や肥培管理等の栽培管理を徹底し、安定的な生産を目指す。

大豆は、集落営農組織における転作作物として、水田のフル活用へ大きな役割を果たしている。しかしながら、台風の被害や、生育期の天候不順の影響を大きく受けることが多く、他の作物に比べて収量や品質が著しく不安定である。このため、県の産地交付金を活用しながら、早期播種と摘芯を組み合わせた栽培や、排水対策を推進し、生産及び品質の安定化を図る。

飼料作物は、飼料価格高騰を背景に畜産農家の需要が増加傾向である。畜産農家のニーズを踏まえつつ、マッチングの促進や作付面積の拡大を推進する。併せて、環境保全及び生産コスト削減の観点から、牛ふん堆肥の耕畜連携の取組を推進する。

また、二毛作については戦略作物の対象外であるため、産地交付金において重点的に支援する。

(5) そば、なたね

主食用米に替わる作物として期待される作物であるが、現在本町では出荷・販売目的で作付けされていない。作付希望があった際には、農業者、農協等と協力しながら排水対策や調整技術の指導等を実施する。

(6) 高収益作物

高収益作物の栽培を続ける農地については畑地化の取組を促す。

また、裏作を実施していない農地に対し、生産者のさらなる所得向上のため、裏作の有効活用を推進する。

なお、戦略作物助成の対象外であるため、産地交付金において重点的に支援する。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

※ 農業再生協議会の構成員一覧（会員名簿）を添付してください。

5 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の作付予定面積等		令和8年度の作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	88.4		90.2		100.0	
備蓄米						
飼料用米	1.0		1.0		1.0	
米粉用米						
新市場開拓用米						
WCS用稲	21.5		21.5		20.0	
加工用米						
麦	19.4	19.4	19.4	19.4	25.0	25.0
大豆	11.6	0	11.7	0	10.0	0
飼料作物	21.2	18.2	21.2	18.2	20.0	15.0
・子実用とうもろこし						
そば						
なたね						
地力増進作物						
高収益作物	3.4		3.4		3.6	
・野菜	2.4		2.4		2.0	
・花き・花木	0.5		0.5		1.0	
・果樹	0.6		0.6		0.6	
・その他の高収益作物						
その他						
畑地化	0		0		0	

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	飼料作物（耕畜連携別紙（2）のとおり）、WCS用稲、飼料用米	自給飼料作物生産への支援（基幹）	作付面積	（R6年度）2,119a	（R7年度）2,500a
2	飼料作物（耕畜連携別紙（2）のとおり）	自給飼料作物生産への支援（二毛作）	作付面積	（R6年度）1,346a	（R7年度）1,300a
3	飼料作物（耕畜連携別紙（2）のとおり）	飼料作物への支援（二毛作）	作付面積	（R6年度）1,812a	（R7年度）1,500a
4	飼料作物等（耕畜連携別紙（2）のとおり）	資源循環の取組（耕畜連携）	取組面積	（R6年度）0a	（R7年度）100a
5	飼料作物（耕畜連携別紙（2）のとおり）	資源循環の取組（耕畜連携、二毛作）	取組面積	（R6年度）466a	（R7年度）500a
6	麦	麦（県央地区）への支援（二毛作、前期支払）	作付面積	（R6年度）1,940a	（R7年度）2,500a
7	麦	麦（県央地区）への支援（二毛作、後期支払）	作付面積	（R6年度）1,940a	（R7年度）2,500a
8	麦	麦の土壌改良資材散布（二毛作）	施用面積	（R6年度）1,940a	（R7年度）2,500a
9	トマト（ミニトマト含む）、アスパラガス、ゴーヤ、いちご、きゅうり、レタス、キャベツ、かぼちゃ、たまねぎ、にんじん、ブロッコリー、サトイモ、ジャガイモ、さつまいも、青パパイア、いちじく、ブルーベリー、花き（キク、カーネーション、スプレーストック、デルフィニウム、キンギョソウ）	振興作物への支援（基幹）	作付面積	（R6年度）331a	（R7年度）360a
10	トマト（ミニトマト含む）、いちご、きゅうり、レタス、キャベツ、かぼちゃ、たまねぎ、にんじん、ブロッコリー、サトイモ、ジャガイモ、さつまいも、青パパイア、いちじく、ブルーベリー、花き（キク、カーネーション、スプレーストック、デルフィニウム、キンギョソウ）	振興作物への支援（二毛作）	作付面積	（R6年度）56a	（R7年度）50a
11	大豆、トマト（ミニトマト含む）、アスパラガス、ゴーヤ、いちご、きゅうり、レタス、キャベツ、かぼちゃ、たまねぎ、にんじん、ブロッコリー、サトイモ、ジャガイモ、さつまいも、青パパイア、いちじく、ブルーベリー、花き（キク、カーネーション、スプレーストック、デルフィニウム、キンギョソウ）	認定農業者等加算（基幹）	作付面積	（R6年度）1,240a	（R7年度）1,000a
12	飼料用米	飼料用米の取組（基幹）	作付面積	（R6年度）97a	（R7年度）100a

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要

都道府県名：長崎県

協議会名：川棚町地域農業再生協議会

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単 価 (円/10a)	対 象 作 物 ※3	取組要件等 ※4
1	自給飼料作物生産への支援(基幹)	1	7,000	飼料作物(耕畜連携別紙(2)のとおり)、WCS用 稲、飼料用米	畜産農業者であって自給飼料用として対象作物を作付けすること。
2	自給飼料作物生産への支援(二毛作)	2	7,000	飼料作物(耕畜連携別紙(2)のとおり)	畜産農業者であって自給飼料用として対象作物を作付けすること。
3	飼料作物への支援(二毛作)	2	7,000	飼料作物(耕畜連携別紙(2)のとおり)	助成対象作物を畜産飼料用として作付けすること。
4	資源循環の取組(耕畜連携)	3	6,000	飼料作物等(耕畜連携別紙(2)のとおり)	・助成対象作物を畜産飼料用として作付けすること。 ・堆肥の散布を10a当たり2t又は4㎡以上行うこと。
5	資源循環の取組(耕畜連携、二毛作)	4	7,000	飼料作物(耕畜連携別紙(2)のとおり)	・助成対象作物を畜産飼料用として作付けすること。 ・堆肥の散布を10a当たり2t又は4㎡以上行うこと。
6	麦(県央地区)への支援(二毛作、前期支払)	2	11,000	麦	対象作物を販売目的で作付けすること。
7	麦(県央地区)への支援(二毛作、後期支払)	2	6,000	麦	対象作物を販売目的で作付けすること。
8	麦の土壌改良資材散布(二毛作)	2	4,000	麦	・対象作物を販売目的で作付けすること。 ・土壌改良資材(石灰)の散布を行うこと。
9	振興作物への支援(基幹)	1	11,000	トマト(ミニトマト含む)、アスパラガス、ゴーヤ、い ちご、きゅうり、レタス、キャベツ、かぼちゃ、たま ねぎ、にんじん、ブロッコリー、サトイモ、ジャガイ モ、さつまいも、青パパイア、いちじく、ブルーベ リー、花き(キク、カーネーション、スプレーストッ ク、デルフィニウム、キンギョソウ)	対象作物を販売目的で作付けすること。
10	振興作物への支援(二毛作)	2	11,000	トマト(ミニトマト含む)、いちご、きゅうり、レタス、 キャベツ、かぼちゃ、たまねぎ、にんじん、ブロッコ リー、サトイモ、ジャガイモ、さつまいも、青パパイ ア、いちじく、ブルーベリー、花き(キク、カーネー ション、スプレーストック、デルフィニウム、キン ギョソウ)	対象作物を販売目的で作付けすること。
11	認定農業者等加算(基幹)	1	7,000	大豆、トマト(ミニトマト含む)、アスパラガス、ゴー ヤ、いちご、きゅうり、レタス、キャベツ、かぼちゃ、 たまねぎ、にんじん、ブロッコリー、サトイモ、ジャ ガイモ、さつまいも、青パパイア、いちじく、ブルー ベリー、花き(キク、カーネーション、スプレー ストック、デルフィニウム、キンギョソウ)	・対象作物を販売目的で作付けすること。 ・申請者(又は同一経営体の者)が認定農業者等であること。
12	飼料用米の取組(基幹)	1	4,000	飼料用米	生産性向上の取組を1つ以上行うこと。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。
ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとします。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(個票)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(個票)の具体的な要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

○整理番号 1、2、3、4、5 の別紙

(1) 利用供給協定に含まれる事項

整理番号 4、5 (資源循環 (飼料生産水田へのたい肥散布の取組))

- (1) 取組の内容
- (2) 供給される飼料作物の種類
- (3) 飼料作物を生産する者
- (4) 堆肥を散布する者
- (5) ほ場の場所及び面積
- (6) 堆肥の散布時期及び量
- (7) 利用供給協定締結期間
- (8) 堆肥散布の条件 (作業分担及び品代・経費の負担)
- (9) その他必要な事項

(2) 飼料作物の範囲 整理番号 1、2、3

青刈りとうもろこし、青刈りソルガム、テオシント、スーダングラス、青刈り麦 (らい麦又はえん麦含む。またサイレージ化したものを含む。)、青刈り大豆、子実用えん麦、青刈り稲、わら専用稲、青刈りひえ、しこくびえ、オーチャードグラス、チモシー、イタリアンライグラス、ペレニアルライグラス、ハイブリットライグラス、スミズブロムグラス、トールフェスク、メドーフェスク、フェストロリウム、ケンタッキーブルーグラス、リードカナリーグラス、バヒアグラス、ギニアグラス、カラードギニアグラス、アルファルファ、オオクサキビ、アカクロローバ、シロクロローバ、アルサイククロローバ、ガレガ、ローズグラス、パラグラス、パンゴラグラス、ネピアグラス、セタリア、飼料用かぶ、飼料用ビート、飼料用しば、グリーンミレット、青葉ミレット

(3) 取組要件

整理番号 4、5 (資源循環) (以下のすべてを満たすこと)

- ・当該年度における堆肥の散布の取組であること。
 - ・散布される堆肥が、利用供給協定に基づき水田で生産された粗飼料作物等の供給を受ける家畜の排せつ物から生産されたものであること。
 - ・堆肥を散布する者は、水田で生産された粗飼料作物等の供給を受けた家畜の所有者又はその者の委託を受けた者 (飼料生産水田への堆肥散布の取組の交付対象者を除く) であること。
 - ・同一年度において他に水田への堆肥散布の取組による助成を受けない水田であること。
 - ・堆肥の散布量が10a当たりで2t又は4m³以上であること。ただし、地域の公的機関が堆肥の散布量に関する基準を定めている場合にあっては、地域協議会の判断により当該基準に代えることができる。
- ※自ら家畜を飼養している者については、当該家畜のすべての堆肥を慣行に従って自己所有地に散布しても、なお堆肥が不足する場合に、不足分を利用供給協定に基づいて散布した面積に限り対象とする。